

【商品概要説明書】

(2019年10月1日現在)

商 品 名	とくしん創業支援ローン「はばたき」
ご利用 いただける方	<p>次の条件をすべて満たされる方</p> <p>(1) 創業および第二創業、または事業承継を検討している中小企業(法人事業所)および個人事業主(創業後5年未満を含む)。</p> <p>(2) 法人税や社会保険料等に未納がないこと。</p> <p>(3) 当金庫の会員または融資実行までに会員にご加入いただける方。</p> <p>(4) 当金庫の営業地域内*で事業を営まれている方。</p> <p style="margin-left: 2em;">*当金庫の営業地域 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡、三好郡</p> <p>上記のほか、さらに下記の条件のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 産業競争力強化法第2条第23項第1号及び第3号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有していること。</p> <p style="margin-left: 2em;">①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有していること。</p> <p style="margin-left: 2em;">②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有していること。</p> <p>(2) 産業競争力強化法第2条第23項第2号及び第4号に掲げる次の新規中小企業者。</p> <p style="margin-left: 2em;">①事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人(当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る。)</p> <p style="margin-left: 2em;">②設立の日以後の期間が5年未満の会社(当該設立の前日に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。)</p>
お使いみち	創業および第二創業、または事業承継に関する運転資金及び設備資金 また、他行借換資金については申込人が創業時に借入した資金のみとします。
ご融資金額	1先 1,000万円以内(1万円単位) (1対象先につき申込は1回のみ)
ご融資期間	運転資金 7年以内(1ヵ月単位) 設備資金 10年以内(1ヵ月単位) ※創業資金については2年間の元金据置可能
ご融資利率	手形貸付…固定金利 証書貸付…変動金利型 ※詳しくは店頭窓口にてお問い合わせください。 ※ご融資利率は、金融情勢等により見直しさせていただくことがあります。 ※ご融資後の利率については、基準金利(当金庫所定の短期貸出最優遇金利)の変更の都度行うものとし、その変更幅と同じだけ引上げまたは引下げられます。 変更後のご融資利率は、基準金利変更日から2週間後の応答曜日の翌日以降、最初に到来する毎月の約定返済日の翌日を変更日とさせていただきます。
ご融資形態	証書貸付又は手形貸付
ご返済方法	証書貸付は元金均等毎月1回の分割返済、手形貸付は期日に一括返済
担保・保証人	担保は原則として不要ですが、徴求可能であれば徴求します。 保証人は原則1名以上必要です。

ご返済試算額	毎月のご返済額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。											
遅延損害金	年 14.00%											
お申し込み時にご用意いただくもの	<p>創業確認のできる書類（申込書・事業計画書等） ただし借換資金の際については、返済予定表を含め、下記書類が別途必要となります。</p> <p>◆法人の方は</p> <p>(1) 履歴事項全部証明書（発行より3ヶ月以内の商業登記簿謄本） (2) 定款（写し） (3) 決算書他</p> <p>◆個人事業主の方は</p> <p>(1) 運転免許証等の本人確認書類 (2) 確定申告書他</p>											
取扱手数料	ご融資時に一括して当金庫事務取扱手数料 50,000 円（消費税別）をいただきます。											
繰上返済および返済条件の変更	<p>繰上返済および返済条件の変更を行う場合は、下記のとおり手数料(消費税別)をいただきます。</p> <table border="1" data-bbox="461 757 1442 990"> <tr> <td rowspan="2">全額繰上償還</td> <td>約定返済期間が 5 年以上で返済時期が約定返済期間の 20% を経過していない場合</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>上記以外（約定返済期間 5 年以下も含む）</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>一部繰上償還</td> <td></td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>返済条件の変更</td> <td></td> <td>10,000 円</td> </tr> </table> <p>※ただし、繰上返済を行う時点で、当初のご融資期間の 80% を経過している場合は不要となります。 また、全額繰上償還の場合には、繰上償還金額の 3% の違約金が必要となります。</p>	全額繰上償還	約定返済期間が 5 年以上で返済時期が約定返済期間の 20% を経過していない場合	30,000 円	上記以外（約定返済期間 5 年以下も含む）	5,000 円	一部繰上償還		5,000 円	返済条件の変更		10,000 円
全額繰上償還	約定返済期間が 5 年以上で返済時期が約定返済期間の 20% を経過していない場合		30,000 円									
	上記以外（約定返済期間 5 年以下も含む）	5,000 円										
一部繰上償還		5,000 円										
返済条件の変更		10,000 円										
その他ご留意事項	<p>(1) ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。</p> <p>(2) お申込に際しては、当金庫が与信取引上の判断のため、加盟する個人情報情報機関および同機関が提携する個人情報情報機関にお客様の個人情報が登録されている場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携個人情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人情報に関する詳しい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。</p> <p>(3) お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>											
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9 時～17 時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、</p>											

	<p>東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
--	---